

阪市ま第 54 号  
平成 27 年 7 月 6 日

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二 様

阪南市長 福山 敏博

2015 年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

平素は、本市行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、この度、貴団体よりご要望いただきました標記につきまして、別紙のとおり回答いたします。

## 1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にある。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきである。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望する。

### 【回答】

国の厳しい財政状況を背景としたさらなる地方公務員の総人件費抑制が予想される中、生産年齢人口の減少等による市税の減少、少子高齢化社会の進展に伴う社会保障関連経費の増大により本市の財政状況が一層厳しさを増していることから、地方分権の進展に伴う事務移譲や多様な行政課題に対応するためには、限られた人材と財源をいかに活用するかが重要となります。

市民ニーズを的確に捉え、限られた人材で効率的かつ効果的な行政経営を実現するには、職員一人ひとり、組織全体の能力を向上させることにより、少数精鋭の組織体制を確立することが必要となるため、職員一人ひとりと組織全体に対し、これまでの考え方や仕事への取組み方の転換を求めることを基本姿勢とした阪南市人材育成基本方針を策定しています。

今後も引き続き、阪南市人材育成基本方針でめざすべき職員像として掲げている「行政のプロフェッショナルとしての使命と責任を果たすため、自ら考え、果敢に挑戦する職員」の育成に努めます。

## 2. 国民健康保険・医療について

- ① 今年度から低所得者支援として全国で 1700 億円、大阪では 150 億円（大阪府談）が交付される予定であり、国、大阪府ともそれにより 1 人 5 千円の財政効果がある（＝引下げられる）としている。この収入により保険料を引下げ、さらにこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行うこと。また減免については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免（こどもの均等割は 0 にするなど）、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パン

フレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)

### 【回答】

国民健康保険特別会計は、単年度の収支均衡を図るため医療費等の動向を考慮し保険料を賦課することになっており、低所得者対策である保険者支援制度についても、その拡充を踏まえ保険料率の算定を行っています。一般会計からの繰入については、市全体の財政状況を踏まえつつ、国保財政の累積赤字の解消に向け、法定外繰入を行っています。

低所得者・寡婦・障がい者の方の減免は、従前から行っていますが、制度の拡充や一部負担金減免制度については、医療費の動向や国保財政の状況を踏まえる必要があります。

また、減免制度の周知は、7月賦課通知の際のお知らせ文に記載しています。

- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらぬこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法 15 条・国税徴収法 153 条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府 2012 年 3 月 27 日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年 11 月の鳥取県児童手当差押事件(広島高裁松江支部)判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

### 【回答】

本市は、きめ細やかな納付相談を行っており、その相談を通じて状況に応じ分納誓約や短期被保険者証の交付等の対応を行っています。

高校生世代以下(18歳未満)の被保険者については、納付義務者が滞納していても、法令に基づき、有効期限が6カ月以上の被保険者証を交付しており、有効期限内に交付しています。

また、滞納処分については、法令を遵守するとともに、納付相談を行い個々の状況に応じて、滞納処分の停止を行っており、生活保護世帯については、原則執行停止等を実施しています。

- ③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

**【回答】**

国・大阪府よりの通知等については、引継担当者が業務内容を説明する際に、概略等について、説明するようにしています。

また、各種国保制度の研修を受講し、各自が根拠法令等の習得に努めています。

さらに、国保担当者ハンドブックや国民健康保険質疑応答集を常備し、担当者がいつでも、通知文等を調べられるようにしています。

- ④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。滞納者は借金を抱えている場合も多いことから債務整理などのアドバイスも行うこと。

**【回答】**

生活困窮世帯に対しては、生活保護担当課や社会福祉協議会と連携を図るとともに、各種市民無料相談等の案内を行っています。

- ⑤ 今年度からの「財政共同安定化事業」1元化による影響を明らかにしたうえでそのことにより保険料値上げをしなければならないという事態を絶対起こさないよう大阪府に強く要望すること。

**【回答】**

大阪府広域化支援方針は、国民健康保険の運営の広域化や財政の安定化を目的として、収納率の目標設定や医療費適正化の取組みなどを、推進するための方針として、大阪府が国民健康保険法第68条の2に基づき策定したもので、各市町村は本方針に基づき取り組むこととされています。

「共同安定化事業」の算定方法については、市町村の意見を聴くこととされており、会議を通じて、自治体間に著しい差が生じないように十分な調整を求めています。

- ⑥ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

**【回答】**

ペナルティについては、国に対し、引き続き要望しています。  
また、ペナルティ分については、老人等医療費助成事業実施繰入金として、一般会計から繰り入れを実施しています。

- ⑦ 無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

**【回答】**

経済的な理由により適切な医療を受けられない方々に対しては、個別相談を行い、生活保護をはじめ、無料低額診療事業などを案内しています。

- ⑧ 和歌山市等が行っているように入院時食事療養費自己負担額の助成を行うこと。（和歌山市は半額助成）

**【回答】**

入院時食事療養費自己負担額の助成については、乳幼児等医療費助成制度において全額助成を行っています。

なお、大阪府の乳幼児助成は在宅医療との公平性の観点から平成 27 年度に廃止となり、国保法改正法についても、在宅療養との負担の公平化をめざし、食事代が段階的に引き上げられるため、今後はその動向を注視します。

### 3. 健診について

- ① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

**【回答】**

特定健診については、国の基準に基づき実施していますが、国の効率的・効果的な実施内容等の検討状況について、その動向を注視します。

また近隣自治体間では、阪南ブロック特定健診・特定保健指導担当者会議で定期的に情報交換を行うとともに、大阪府国保連合会等が主催する研修会にも積極的に参加しています。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

**【回答】**

がん検診については、胃・大・肺・乳・子宮がん検診を実施していますが、受診率向上とがんの早期発見に帰するため、各種がん検診の自己負担を、平成 24 年度よりすべて 500 円以下とし、今年度より大腸がん検診を無料としました。

なお、市（府）民税非課税世帯、生活保護世帯に属する方に加え、阪南市国民健康保険被保険者も自己負担を無料としています。

また、特定健診は、事業開始当初より自己負担を無料とし、平成 23 年からは特定健診と各種がん検診のセット検診を実施しています。

- ③ 特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。

**【回答】**

がん検診の分析・評価については、大阪府がん対策条例に基づき、府が組織型検診体制を整備し府下の市町村のデータを取りまとめ、検診結果を分析しがん検診のマネジメントを実施しています。

本市としては、がん検診無料クーポン券を送付した方のうち検診未受診であった方に、受診勧奨通知とアンケートを送付し、未受診である理由、市への要望等の市民の意見を聞き取っています。

- ④ 人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化することと、実施している自治体は人間ドック+脳ドックの最低でも半額以上の助成とすること。

**【回答】**

人間ドックの助成については、平成 26 年度から、健診費用の 8 割を助成しています。なお、上限は人間ドック 33,000 円、脳ドック 24,000 円、人間ドックと脳ドックの併用の場合、57,000 円です。

- ⑤ 日曜健診やさまざまな施設への出張検診を積極的に行うとともに、委託している医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること。

**【回答】**

より多くの方に受診していただけるよう、集団健診については、年 19 回の日程を設定し、土曜日の開催も実施しています。

また、府内の医療機関でも集団健診と同様に無料で受診していただ

るよう、大阪府医師会の協力のもと個別健診を実施しています。

#### 4. 介護保険・高齢者施策について

- ① 第6期介護保険料の大幅値上げを撤回すること。公費による低所得者保険料軽減は、国に対し、当初案どおり前倒し実施するよう働きかけるとともに、自治体として独自に軽減措置を行うこと。

##### 【回答】

阪南市では、高齢化が進み、サービス利用者の増加が見込まれています。第6期介護事業計画策定にあたり、要介護者が安全で安心して暮らしていくように3年間で必要となる給付費の見込みと、被保険者数の見込みを基に保険料の見直しを図り策定した金額です。

介護保険法の改定により、公費を投入して低所得者の保険料軽減措置を行う仕組みが設けられたため、本市は国の基準に従い第一段階に5%の軽減措置を行いました。

今後も国において軽減措置が講じられる場合はそれに準拠します。

- ② 総合事業への移行については改正法では条例により「平成29年度まで」に実施することが出来るとされているので、拙速に実施せず、十分な準備・検討期間を確保すること。総合事業への移行にあたっては、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスを維持した上で、「プラスアルファ」として新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持すること。すべての要支援認定者には移行後も介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じサービスが継続して利用できるようにし、サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障すること。住民主体ボランティア等への移行を押し付けるように指導を行わないこと。介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「チェックリスト」による振り分けは行わないこと。総合事業サービス利用を希望する場合でも要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐこと。被保険者の要介護認定申請の申請権を侵害するようなことはしないこと。サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の倍以上の単価を保障し、サービスにみあったものにする。指定事業所によって提供されるサービスについては、現行基準を緩和させず、質を担保すること。指定事業者の基準は現行予防給付と同一とし、「緩和した基準によるサービス」は導入しないこと。

## 【回答】

阪南市では、平成 29 年 4 月に「新しい総合事業」を実施することを予定しています。今後、介護保険を財源とする同事業への移行に向け、従来の「要支援 1・2」適用者のサービス低下をきたさないよう、また権利侵害を生じないよう事業の実施方法について、検討します。

- ③ 8 月からの利用料引き上げ（利用料 2 割化、補足給付の改悪）については中止するよう国に求めるとともに、自治体として緊急対策を講じること。

## 【回答】

法改正に当たり国の基準に基づき利用料を改定しました。

なお、被保険者に対しましては広報で周知を図るとともに個別に相談に応じるなど丁寧な説明、対応に努めます。

- ④ 高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てかえること。低額年金生活者や生活保護受給者は、「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

## 【回答】

社会福祉協議会、事業所、NPO とのネットワークをさらに密にし、見守りネットワークの強化を図ります。現在も熱中症予防のため公共施設等を利用されている方もいますが、利用の周知を促します。

生活保護受給者についてはクーラーの設置及び使用は認められており、購入については社会福祉協議会の貸付制度の利用を進めています。

## 5. 障害者の 65 歳問題について

- ① 介護保険第 1 号被保険者となった障害者に対しては一律に介護保険サービスを優先することなく個別ケースに応じて障害福祉サービス利用を判断するという「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について



平成 19 年 3 月 28 日付通知」が出されている。しかし、厚生労働省調査では適切な運用がされていない実態が明らかとなり、平成 27 年 2 月 18 日に再度事務連絡が出された。こうした状況も踏まえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。

**【回答】**

介護保険の被保険者である 65 歳以上の障がい者が要介護状態又は要支援状態となった場合には、介護保険法の規定による保険給付を受けることができますが、支援プランを作成した際に、介護保険の支給限度基準の制約から介護保険サービスのみでは必要と認められる支援が受けられない場合に、障がい福祉サービスを支給しています。

- ② 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも住民税非課税世帯は 65 歳を超えても無料とすること。

**【回答】**

65 歳以上の障害福祉サービス利用者は、64 歳までのサービス利用者と同様の費用負担となっており、住民税非課税世帯は利用料が無料です。

今後の施策については、他市の動向を踏まえた上で検討します。

## 6. 生活保護について

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反しないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

**【回答】**

本市においては、「標準数」に基づくケースワーカーの配置を正規職員で行なっています。また、平成 3 年の福祉事務所発足時から社会福祉主事任用資格を持っている正規職員のケースワーカーを中心に支援をおこなっています。阪南市人材育成基本方針に沿って研修を実施し、福祉専門職としての知識と技術を活かし、最低生活の保障と自立助長を支援しています。

- ② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配付ください。)

**【回答】**

本市においては、「生活保護あらまし」としてルビを打ち、平易な表現で生活保護制度を説明したしおりにし、カウンターに配架しています。申請用紙については、添付していませんが、面接相談において、セカンドセーフティネット支援を含めた要件を十分に説明し、権利・義務の周知徹底、必要な助言に努めています。

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。

**【回答】**

就労については、稼働能力がある場合において支援を実施しています。生活保護受給者等就労自立促進事業を活用したハローワークとの連携や、就労支援専門員を配置した支援を実施しています。自治体として生活保護受給者に仕事の場の確保することについては実施していません。

- ④ 通院や就職活動などのための移送費（交通費）を法令通りに支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

**【回答】**

本市においては、個別に移送費の給付決定に関する審査を実施し、給付決定しています。

「生活保護のあらまし」には明記していませんが、保護開始決定後の制度説明において被保護者に丁寧に説明しています。

- ⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらぬこと。

**【回答】**

医療証の発行交付は行っていませんが、閉庁時や急病時に被保護者が受診出来なかった事例はありません。医療機関が被保護者であることの確認連絡が必要な場合、守衛から緊急連絡網にて連絡があり対応しています。

「通院医療機関等確認制度」については導入していません。

- ⑥ 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

**【回答】**

自動車の保有については、実施要領に基づき一定の要件が定められておりますので、画一的に取り扱うことなく個々の事案にそって保有可否を決定しています。

- ⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

**【回答】**

本市においては、配置も実施もしていません。

- ⑧ 介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

**【回答】**

介護扶助運営要領に基づき適正に実施、支給しています。

## 7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① こども医療費助成制度は、2014年4月段階で1)全国1742自治体中986自治体(56.4%)が完全無料、2)1373自治体(78.8%)が所得制限なし、3)930自治体(53.4%)が通院中学校卒業まで、201自治体(11.6%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪では今年度寝屋川市と豊能町が高校卒業までとしたものの、この3要件を全てクリアーしている自治体は1つもない。一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。

**【回答】**

乳幼児の医療費助成制度については、平成 27 年 7 月から、通院医療費の助成対象を小学校卒業年度末までに拡充しています。なお、自己負担額については、持続可能な制度とするため必要な措置であると考えており、府の補助金制度に沿って規定しています。

今後については、引き続き、国に公費助成制度の創設を、府には対象年齢の拡大と所得制限の撤廃を要望していきます。

- ② 妊婦検診を全国並み（14 回、11 万円程度）の補助とすること。

**【回答】**

妊婦健診については、国の妊婦健康診査の内容に基づき、受診助成の拡充を行っています。

平成 27 年度は、1 回の健康診査の助成額を 4,000 円から 5,000 円に引き上げ、14 回分の受診券を交付しています。また補助券として、15,040 円分 1 回、5,300 円分 6 回を追加し、現在 1 人あたり 116,840 円の公費負担を実施しています。

- ③ 就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3 以内」より高いものとし所得でみる。また持家と借家で差をつける基準は廃止すること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第 1 回支給月は出費のかさむ 4 月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。一昨年 8 月からの生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。

**【回答】**

就学援助は生活保護制度を踏まえ運用しており、その適用条件については、同制度の認定基準額の 1.1 倍とし、世帯員の前年所得（6 月 1 日課税分）を用いて判定しています。

また、申請手続きについては、4 月から通年各学校及び教育委員会窓口にて随時申請受付を実施しており、平成 25 年度に援助対象であった世帯等については平成 25 年 8 月以前の基準を踏まえ、認定することによって、生活保護基準引下げの影響が出ないように配慮しています。

- ④ 「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など若い世代の実質賃金を上げる施策としての多彩な家賃補助の制度化を図ること。独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

**【回答】**

家賃補助は現在制度化していません。本市の厳しい財政状況の中、現時点では、制度化は困難であると考えます。

本市独自の子育て支援として、2歳になるまでの乳幼児のいるご家庭に、市指定ごみ袋を配布しています。

- ⑤ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス（業者弁当）方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、小学校・中学校においては子どもの食事調査（三食食べているか、何を食べているのか等）を行い、その結果必要であればモーニングサービス（パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの）の導入を検討すること。

**【回答】**

現在、本市学校給食センターでは小学校給食を1日約3300食調理しています。中学校給食の1日約1700食についてはデリバリー方式（業者委託）を採用しています。

ただし、小中学校の給食をセンター方式にすることは、現行の設備では本市の給食センターが設立後31年経過しているため、中学校給食に合わせて設備の拡張・更新が必要になり、本市の財政事情から、近い将来には実現できそうにありません。

本市各小学校においては、食事に関するアンケート調査を実施しており、栄養教諭等が授業の一環として、朝食に関する調理実習をおこなっています。

また、直近のアンケート結果では、実際に朝食をとれない生徒はごく少数であり、モーニングサービスを全校規模で導入する必要は現時点ではありません。

- ⑥ 「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、特にシングルマザー世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。

**【回答】**

子どもの貧困対策に関する法律に基づく都道府県計画（大阪府子ども総合計画に包含）及び本市子ども・子育て支援事業計画に基づき、ひとり親家庭などに対する支援の充実に努めます。

⑦ 公立幼稚園・保育所の統廃合はやめること。

**【回答】**

平成 18 年 11 月に策定した「阪南市立小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画」において、年次は未定としながら公立幼稚園を 3 園（もしくは）2 園に統合することとしています。

なお、平成 27 年 3 月に策定した「阪南市子ども子育て支援事業計画」において、幼稚園、保育所の公立の施設について認定こども園への移行を慎重に検討し、保護者の就労の有無にかかわらず地域のこどもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けられるようにすることとしています。

本市子ども・子育て支援事業計画に基づき、今後の計画の進捗管理の中で、需給バランスを考慮しつつ認定こども園への移行を慎重に検討していきます。

**【担当部署】**

阪南市役所 TEL072-471-5678

- <健康部> 介護保険課（要望 4 の①～④）  
保険年金課（要望 2 の①～⑧、要望 3 の①③④⑤、  
要望 7 の①）  
健康増進課（要望 3 の②③、要望 7 の②）
- <福祉部> 市民福祉課（要望 5 の①②）  
こども家庭課（要望 7 の④⑥⑦）  
生活支援課（要望 6 の①～⑧）
- <市長公室> 人事課（要望 1）
- <生涯学習部> 教育総務課（要望 7 の③⑦）  
学校給食センター（要望 7 の⑤）
- <総務部> 市民協働まちづくり振興課